

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 8 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
一般統計調査の中止	3
届出統計調査の受理	4
<b>2 一般統計調査の承認</b>	6
家内労働等実態調査（平成26年承認）（厚生労働省）	6
国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成26年承認 2回目）（総務省）	9
食育の推進に関するアンケート調査（平成26年承認）（総務省）	11
地域児童福祉事業等調査（平成26年承認）（厚生労働省）	13
能力開発基本調査（平成26年承認）（厚生労働省）	15
民間企業の勤務条件制度等調査（平成26年承認）（人事院）	19
雇用均等基本調査（平成26年承認）（厚生労働省）	21
21世紀出生児縦断調査（平成26年承認）（厚生労働省）	24
<b>3 一般統計調査の中止</b>	26
建設業労働災害防止対策等総合実態調査（平成26年通知）（厚生労働省）	26
労働安全衛生基本調査（平成26年通知）（厚生労働省）	27
<b>4 届出統計調査の受理</b>	28
(1) 新規	28
消費者教育等に関する意識調査（平成26年届出）（鹿児島県）	28
企業経営と女性の活躍に関するアンケート（平成26年届出）（愛知県）	31
公共施設に関する市民アンケート（平成26年届出）（北九州市）	32
石川県民意識調査（平成26年届出）（石川県）	33
熊本市産業連関表作成のための調査（平成26年届出）（熊本市）	34
青森県ひとり親世帯等実態調査（平成26年届出）（青森県）	36
「とっとり県民の日」県政電子アンケート（平成26年届出）（鳥取県）	37
熊本市交通局 市電・バスに関するアンケート調査（平成26年届出）（熊本市）	38
「鳥取県肝臓病月間」の取組に関する調査（平成26年届出）（鳥取県）	39
大阪の国際都市競争力に関する調査（平成26年届出）（大阪府）	40
子どもの育ちに関する実態調査（平成26年届出）（名古屋市）	41

(2) 変更	42
大阪府労働関係調査(平成26年届出)(大阪府)	42
県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査(平成26年届出)(宮城県)	43
埼玉県就労実態調査(平成26年届出)(埼玉県)	44
中小企業労働条件等実態調査(平成26年届出)(東京都)	45
福島県ひとり親家庭等実態調査(平成26年届出)(福島県)	47
自治協議会・自治会等アンケート(平成26年届出)(福岡市)	48
広島市産業廃棄物実態調査(平成26年届出)(広島市)	49
静岡県労働実態調査(平成26年届出)(静岡県)	51
男女間における暴力に関する調査(平成26年届出)(山口県)	52
熊本県労働条件等実態調査・女性労働実態調査(平成26年届出)(熊本県)	53
広報活動に関する調査(平成26年届出)(北九州市)	55

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当無し			

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.8.1	家内労働等実態調査	厚生労働大臣
H26.8.5	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総務大臣
H26.8.20	食育の推進に関するアンケート調査	総務大臣
H26.8.20	地域児童福祉事業等調査	厚生労働大臣
H26.8.20	能力開発基本調査	厚生労働大臣
H26.8.27	民間企業の勤務条件制度等調査	人事院総裁
H26.8.27	雇用均等基本調査	厚生労働大臣
H26.8.27	21世紀出生児縦断調査	厚生労働大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 一般統計調査の中止

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H26.8.27	建設業労働災害防止対策等総合実態調査	厚生労働省
H26.8.27	労働安全衛生基本調査	厚生労働省

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.8.7	消費者教育等に関する意識調査	鹿児島県知事
H26.8.11	企業経営と女性の活躍に関するアンケート	愛知県知事
H26.8.15	公共施設に関する市民アンケート	北九州市長
H26.8.18	石川県民意識調査	石川県知事
H26.8.18	熊本市産業関連表作成のための調査	熊本市長
H26.8.20	青森県ひとり親世帯等実態調査	青森県知事
H26.8.22	「とっとり県民の日」県政電子アンケート	鳥取県知事
H26.8.25	熊本市交通局 市電・バスに関するアンケート調査	熊本市長
H26.8.27	「鳥取県肝臓病月間」の取組に関する調査	鳥取県知事
H26.8.28	大阪の国際都市競争力に関する調査	大阪府知事
H26.8.29	子どもの育ちに関する実態調査	名古屋市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.8.1	大阪府労働関係調査	大 阪 府 知 事
H26.8.4	県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査	宮 城 県 知 事
H26.8.4	埼玉県就労実態調査	埼 玉 県 知 事
H26.8.5	中小企業労働条件等実態調査	東 京 都 知 事
H26.8.7	福島県ひとり親家庭等実態調査	福 島 県 知 事
H26.8.8	自治協議会・自治会等アンケート	福 岡 市 長
H26.8.11	広島市産業廃棄物実態調査	広 島 市 長
H26.8.15	静岡市労働実態調査	静 岡 市 長
H26.8.18	男女間における暴力に関する調査	山 口 県 知 事
H26.8.27	熊本県労働条件等実態調査・女性労働実態調査	熊 本 県 知 事
H26.8.28	広報活動に関する調査	北 九 州 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

【調査名】 家内労働等実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月1日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

【目的】 本調査は、全国の家内労働者の労働条件及び委託者の委託条件等家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和46年から以下のとおり調査周期や調査対象の変更等の変遷を経て、実施しているものである。平成6年度までは、西暦の奇数年は委託者と家内労働者の両者を対象に、偶数年は家内労働者のみを対象として実施。平成7年度からは、委託者と家内労働者を毎年交互に実施。平成13年度は在宅就業者を対象に実施し、平成14年度から委託者、家内労働者及び在宅就業者を対象とするそれぞれの調査を3年のローテーションで実施。なお、平成19年度から21年度は、調査を休止し、調査のサイクル及び調査内容等調査全体について検討。

【調査の構成】 1 - 委託者票 2 - 家内労働者票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成27年2月、詳細：平成27年3月）

【備考】 今回は、3年ごとの調査見直しによる、報告を求める者の変更である。

【調査票名】 1 - 委託者票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）次の事業の種類に属し、家内労働法第2条第3項に規定する委託者。1.食料品製造業、2.繊維工業、3.木材・木製品、家具・装備品製造業、4.紙・紙加工品製造業、5.印刷・同関連及び出版業、6.ゴム製品製造業、7.皮革製品製造業、8.窯業・土石製品製造業、9.金属製品製造業、10.電子部品・デバイス製造業、11.電気機械器具製造業、12.情報通信機械器具製造業、13.機械器具等製造業、14.その他（雑貨等）（抽出枠）平成25年度家内労働概況調査により把握した委託者を母集団とし、委託者の営業所の事業の種類を層とする層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,600/8,800 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年9月30日現在 （系統）厚生労働省 - 都道府県労働局 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年10月1日～10月31日

【調査事項】 1.営業所に関する事項 （1）営業所の名称、（2）営業所の所在地、（3）営業所の主な事業の内容、（4）営業所で家内労働者に委託している主な業務の内容、（5）営業所の常用雇用者数、（6）営業所が常時委託している家内労働者数、2.委託理由及び委託する仕事量の変動 （1）家内労働者に仕事を委託している主な理由、（2）家内労働者に委託している仕事

量の1年前と比べた増減及びその主な理由、(3)今後1年間における家内労働者に委託する仕事量の増減及びその主な理由、3.委託及び募集等の方法 (1)家内労働者に仕事を委託するときの契約方法、(2)不良品の取扱いに関する取決めの有無及び不良品が生じた場合の対応、(3)新規に委託する家内労働者の募集方法、4.工賃の改定状況、工賃決定の要素及び工賃以外の経済的な援助の状況 (1)現在の工賃の決定時期、(2)家内労働者に支払う工賃の決定に際して重視する事項、(3)過去1年間における工賃以外の経済的な援助の有無及びその内容並びに援助金額、5.安全衛生 (1)危険有害業務を伴う作業の委託の有無、(2)委託した危険有害業務の具体的な業務内容、(3)委託した危険有害業務に対する具体的な安全衛生対策

**【調査票名】** 2 - 家内労働者票

**【調査対象】** (地域)全国 (単位)家内労働者 (属性)次の事業の種類に属し、家内労働法第2条第3項に規定する委託者から業務の委託を受けている、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者。1.食料品製造業、2.繊維工業、3.木材・木製品、家具・装備品製造業、4.紙・紙加工品製造業、5.印刷・同関連及び出版業、6.ゴム製品製造業、7.皮革製品製造業、8.窯業・土石製品製造業、9.金属製品製造業、10.電子部品・デバイス製造業、11.電気機械器具製造業、12.情報通信機械器具製造業、13.機械器具等製造業、14.その他(雑貨等) (抽出枠)委託者調査対象営業所を第1次抽出単位、当該営業所から業務の委託を受けている家内労働者を第2次抽出単位とし、営業所は事業の種類、家内労働者は性を層とする層化二段無作為抽出により選定する。

**【調査方法】** (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/117,400 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年9月30日現在 (系統)調査票の配布:厚生労働省-都道府県労働局-委託者調査対象営業所 報告者、調査票の回収:報告者-都道府県労働局-厚生労働省

**【周期・期日】** (周期)3年 (実施期日)平成26年10月1日~10月31日

**【調査事項】** 1.家内労働者に関する一般的事項 (1)性別、年齢、(2)現在までの家内労働従事期間、(3)取り扱っている製品の種類、具体的な製品(部品)及び作業内容、(4)世帯主(主たる家計維持者)との関係、(5)家内労働者が「世帯主本人」の場合の世帯主の就業形態、(6)家内労働者が「世帯主の配偶者」の場合の世帯主の職業及び月収額、2.就業日数、時間等 (1)1か月の就業日数、1日の平均就業時間、(2)1年前の仕事量と比べた変動状況及び減少した場合の減少理由、3.工賃等 (1)1か月の工賃額(2)

1か月の必要経費額、(3)工賃の支払場所及び支払時期、4.受託関係(1)原材料、加工品(製品)の受渡場所、(2)委託契約の方法、5.安全衛生等(1)仕事場における機械類、原料・材料の使用の有無及び使用状況、(2)機械類、原料・材料の使用上の危害防止措置の取組状況及び修得方法、(3)過去1年間の健康診断の受診状況及び受診していない場合の未受診理由、(4)委託者からの健康診断の受診に対する指導の有無、(5)過去2年間の家内労働における負傷、疾病の状況、6.家内労働者の就業意識等(1)家内労働に従事する理由、(2)家内労働を選んだ理由、(3)家内労働以外の仕事の有無及び家内労働を始める直前の就業状況、(4)家内労働をする上で困っていることの有無及び内容、(5)現在の家内労働の継続意思及び今後の就業希望

【調査名】 国際比較プログラムに関する小売物価調査（平成26年承認 2  
回目）

【承認年月日】 平成26年8月5日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 本調査は、国際比較に必要な商品の小売価格及びサービス料金を調査し、OECDが主宰する「国際比較プログラム」(ICP)に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産(GDP)の实质比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 国際比較プログラムは、国連統計委員会の勧告に基づき、国連統計部により1969年に開始された。我が国は、第3期事業(1975年対象)以降これに参加し、関係各府省の協力の下に、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトのデータの提供を行っている。第4期事業(1980年対象)からは、参加国数の増加等の理由から参加国をいくつかの地域・グループに分けそれぞれの地域等で比較事業を行い、国連統計部(1985年からは世界銀行)が地域等の比較結果を連結し、世界比較結果をまとめる方式がとられている。第6期事業(1993年対象)終了後、事業実施のための資金の不足等から事業が停滞していたが、事業実施体制等の再構築が行われ、世界銀行主導で世界153か国を比較対象としたICP事業(2005年を基準年とする2003～2006年ラウンド)が再開され、我が国もこれに参加することとなった。また、我が国は、OECDと欧州連合統計局(Eurostat)が共同主宰する「購買力平価(PPP)算出プログラム事業」にも参加している。購買力平価(PPP)算出プログラム事業は、世界比較事業とは独立して3年周期で実施されており、現在2014年ラウンド(2012～2015年)の調査を実施中である。

【調査の構成】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査票

【公表】 インターネット(OECDが定める期日(2016年末予定))

【備考】 今回調査は、調査の対象とする品目・銘柄「輸送・レストラン・ホテル等」(計102品目・銘柄)から「サービス等」に変更するとともに、報告を求める期間について変更するものである。

【調査票名】 1 - 国際比較プログラムに関する小売物価調査票

【調査対象】 (地域)東京都区部 (単位)事業所 (属性)東京都区部の小売業及びサービス業を行っている事業所 (抽出枠)事業所母集団データベースを使用し、国際比較プログラムに関する小売物価調査の対象事業所を従業者規模別に層別抽出して作成した調査名簿より、調査品目・銘柄を販売している3事業所を、従業者規模の大きい順に、指定数が選定できるまで順次選定する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)100 (配布)その他(総務省統計局職

員) (収集)その他(総務省統計局職員) (記入)他計 (把握時)調査  
実施日現在 (系統)総務省統計局 - 報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成26年8月25日~9月16日

【調査事項】 OECDから価格データ提供の依頼があった「サービス等」に係る品目・  
銘柄の小売価格及びサービス料金

【調査名】 食育の推進に関するアンケート調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月20日

【実施機関】 総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、文部科学等担当）室

【目的】 本調査は、平成25年12月から実施している「食育の推進に関する政策評価」の一環として、（ ）国民から、食育の重要性を認識することとなったきっかけや実践していない場合の理由等を把握し、食育の実践度を向上させるための方策を明らかにすること、（ ）学校における食育に関する取組状況、栄養教諭の配置状況、当該学校に通う児童及びその保護者における食育の実践度等を把握することにより、学校における取組の効果及び栄養教諭の配置による効果を把握し、もって、食育関連施策を評価する上で活用することを目的とするものである。

【調査の構成】 1 - 国民調査票、2 - 児童・保護者調査票、3 - 学校調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（行政評価局ホームページ）平成27年3月予定

【調査票名】 1 - 国民調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）全国の市区町村に居住する満20歳以上の者 （抽出枠）全国の市区町村に居住する満20歳以上の者から層化2段無作為により抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年4月1日から9月30日まで （系統）総務省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年12月上旬～平成27年1月上旬

【調査事項】 1.朝食、栄養バランス等に配慮した食生活の実践度等、2.回答者の属性に関わる事項（所在地、性別等）

【調査票名】 2 - 児童・保護者調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）（属性）「3 - 学校調査票」による調査の対象となった公立小学校に通う児童及びその保護者。（抽出枠）「3 - 学校調査票」による調査の対象となった公立小学校の6年生第1組に所属する児童及びその保護者を対象とする。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）児童4000、保護者4000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年4月1日から9月30日まで （系統）総務省 - 学校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年10月上旬～11月上旬

【調査事項】 1.性別、2.朝食、栄養バランスに配慮した食生活を送ること等の実践

度等

**【調査票名】** 3 - 学校調査票

**【調査対象】** (地域)全国 (単位)小学校 (属性)全国の完全給食を実施している公立小学校 (抽出枠)栄養教諭在籍校50校、学校栄養職員在籍校50校、非在籍校50校を確率比率2段抽出によって選定する。

**【調査方法】** (選定)無作為抽出 (客体数)150 (栄養教諭在籍校50校、学校栄養職員在籍校50校、非在籍校50校) (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年4月1日から9月30日まで (系統)総務省 - 報告者

**【周期・期日】** (周期)1回限り (実施期日)平成26年10月上旬～11月上旬

**【調査事項】** 1.学校の属性に関わる事項(在籍児童数、学校栄養教諭及び学校栄養職員の在籍状況等)、2.児童及びその保護者に対する食に関する指導の実施状況、3.栄養教諭制度による効果の有無、4.今後の課題、国、都道府県等への要望等

【調査名】 地域児童福祉事業等調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月20日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

【目的】 本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成9年から開始され、旧統計法下では、市町村事業を対象とする場合は届出統計調査として、施設（保育所及び認可外保育施設）及び利用世帯を対象とする場合は承認統計調査として実施された。なお、本調査は、4種類の調査票（1．市町村事業票、2．認可外保育施設調査票及び保育所利用世帯票、3．認可外保育施設利用世帯票）を、毎年順番で使用し、3年で一巡するよう構成されている。

【調査の構成】 1 - 認可外保育施設利用世帯票 2 - 保育所利用世帯票 3 - 認可外保育施設調査票 4 - 市町村事業票

【公表】 認可外保育施設利用世帯票：インターネット（平成26年9月） 保育所利用世帯票、認可外保育施設調査票：インターネット（調査実施年の翌年10月） 市町村事業票：インターネット（調査実施年の翌年10月）

【備考】 26年度は、市町村事業票による調査をするに当たり、放課後児童クラブの利用料に関する調査事項について、追加・変更し、幼稚園と保育園の施設の共有化に関する調査事項等を削除した。

【調査票名】 1 - 認可外保育施設利用世帯票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）の利用世帯 （抽出枠）認可外保育施設調査票による調査の結果から作成した施設名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）20,790 / 190,000 （配布）認可外保育施設経由 （収集）認可外保育施設経由 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の10月1日現在（調査事項によって、調査実施年度の9月の状況等） （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 市町村（指定都市及び中核市を除く。） - 認可外保育施設 - 報告者、厚生労働省 - 指定都市・中核市 - 認可外保育施設 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年9月15日～11月15日

【調査事項】 1．世帯の状況、2．父母の就労状況、3．世帯年収、4．施設利用日数・時間、5．施設利用料、6．認可保育所への入所の検討状況 等

【調査票名】 2 - 保育所利用世帯票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)保育所を利用している世帯 (抽出枠)保育所施設名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)16,500/1,730,000 (配布)保育所経由 (取集)保育所経由 (記入)自計 (把握時)平成24年10月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所 - 保育所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成24年9月15日～11月15日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.保育所の入所状況、3.父母の就業状況等

【調査票名】 3 - 認可外保育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)認可外保育施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7,780 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成24年10月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県(-市町村)・指定都市・中核市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成24年9月15日～11月15日

【調査事項】 1.施設の名称、2.設置主体、3.在所児童数等

【調査票名】 4 - 市町村事業票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市町村(特別区含む。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,741 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 報告者(市(指定都市及び中核市を除く。)区町村)、厚生労働省 - 報告者(指定都市及び中核市)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成26年9月中旬～11月14日

【調査事項】 1.保育所定員の弾力化の状況、2.短時間勤務の保育士の導入状況、3.保育料の収納事務の私人への委託状況、4.一時預かりについて、5.子育て支援に関する情報提供の状況、6.放課後児童クラブについて 等

【調査名】 能力開発基本調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月20日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

【目的】 本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年から17年まで厚生労働省から業務を委託された民間事業者が行っていた調査を前身としているが、前身の調査の回収率が低い（おおむね20%程度）ことから、能力開発行政のための基礎資料として精度の高い結果を得るため、国が直接実施する統計調査であることを明示し、回収率の向上に努めることとし、また、「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年5月参議院厚生労働委員会及び平成18年6月衆議院厚生労働委員会）において、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態を把握することとされたことを踏まえ、平成18年から厚生労働省が毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1 - 能力開発基本調査（企業票）、2 - 能力開発基本調査（事業所票）、3 - 能力開発基本調査（個人票）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の3月）

【備考】 今回は、毎年行われる調査計画見直しに伴う、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。

【調査票名】 1 - 能力開発基本調査（企業票）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」等に該当する市区町村を除く。）（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民間企業。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年経済センサス-活動調査）における企業を母集団とし、産業、企業規模を層とする層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）7,200/147,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1

日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込）  
（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月1日～12月8日

【調査事項】 1. 企業の概要について （1）企業全体の常用労働者数、2. OFF - JT及び自己啓発支援に支出した費用について （1）OFF - JT及び自己啓発支援の支出状況、（2）OFF - JT及び自己啓発支援に支出した費用、3. 能力開発の考え方について、4. 能力開発の実績・見込みについて、5. 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者について （1）事業内職業能力開発計画の作成状況、（2）事業内職業能力開発計画の作成方法、（3）職業能力開発推進者の選任状況、（4）職業能力開発推進者の選任方法、6. 教育訓練休暇制度の導入状況について （1）教育訓練休暇制度の導入状況、（2）教育訓練休暇制度の導入予定、（3）教育訓練休暇制度を導入する予定がない場合のその理由、7. 公共職業訓練及び求職者支援訓練の認知状況について

【調査票名】 2 - 能力開発基本調査（事業所票）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」等に該当する市区町村を除く。） （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年経済センサス - 活動調査）における事業所を母集団とし、産業、事業所規模を層とする層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,000/225,000 （配布）郵送 （収集）調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込）（系統）調査票の配布：厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者、調査票の回収：報告者 - 調査員 - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月1日～12月8日

【調査事項】 1. 事業所の概要について (1) 企業全体の常用労働者数、(2) 事業所の常用労働者数、(3) 事業所の離職者数、2. 教育訓練の実施に関する事項について (1) O F F - J Tの実施状況、(2) 実施したO F F - J Tの教育訓練機関の種類、(3) 実施したO F F - J Tの内容、(4) O F F - J Tにおける外部機関の利用に関する問題点、(5) O F F - J Tにおける外部機関の利用に関する制度・支援について、(6) 計画的なO J Tの実施状況、3. 人材育成について (1) 人材育成に関する問題点、4. 労働者のキャリア形成支援について (1) ジョブ・カード制度の認知状況、(2) ジョブ・カード制度の活用状況、(3) キャリアアップ助成金(人材育成コース)の利用状況、(4) キャリアアップ助成金(人材育成コース)を利用しない場合のその理由、(5) キャリア形成促進助成金の利用状況、(6) キャリア形成促進助成金を利用しない場合のその理由、(7) キャリア・コンサルティングを行うしくみの導入状況、(8) キャリアに関する相談を行っている目的、(9) キャリア・コンサルティングを行ううえでの問題点、(10) キャリア・コンサルタントの導入状況、(11) キャリア・コンサルティングを行っていない場合のその理由、5. 労働者の職業能力評価について (1) 職業能力評価の実施状況、(2) 職業能力評価における検定・資格の利用状況、(3) 検定・資格を受験する労働者に対する費用補助の状況、(4) 職業能力評価の活用状況、(5) 職業能力評価の取り組みにおける問題点、6. 技能の継承について (1) 技能継承の取組状況

【調査票名】 3 - 能力開発基本調査(個人票)

【調査対象】 (地域) 全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」等に該当する市区町村を除く。)(単位) 個人 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用されている常用労働者。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(外国公務を除く。)(抽出枠) 事業所を第1次抽出単位、その事業所に雇用されている労働者を第2次抽出単位とし、事業所は事業所調査の調査対象事業所とし、労働者は雇用形態を層とする層化二段無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 29,000 / 20,657,000 (配

布)調査員 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統)調査票の配布:厚生労働省-民間事業者-調査員-調査対象事業所-報告者、調査票の回収:報告者-民間事業者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月8日~12月22日

【調査事項】 1.労働者の属性について (1)性別、(2)年齢、(3)就業状態、(4)最終学歴、(5)雇用形態、(6)勤続年数、(7)業務、(8)役職、(9)1週間の就業時間、2.会社を通して受講した教育訓練について (1)OFF-JTの受講状況、(2)受講したOFF-JTの延べ受講時間、(3)受講したOFF-JTの業務における役立ち度、3.自己啓発について (1)自己啓発の実施状況、(2)自己啓発の実施内容、(3)自己啓発の実施時間、(4)自己啓発の自己負担費用、(5)自己啓発の費用補助の状況、(6)自己啓発の費用補助額、(7)自己啓発を行った理由、(8)自己啓発の業務における役立ち度、(9)社外で実施する自己啓発に対する職場の協力状況、(10)自己啓発の問題点、4.これからの職業生活設計について (1)職業生活設計に対する考え方、(2)キャリア・コンサルティングの経験の有無、(3)キャリア・コンサルタントへの相談状況、(4)キャリア・コンサルティングを実施する主な組織・機関、(5)キャリア・コンサルタントによる相談の利用意向、(6)教育訓練休暇制度の有無及び利用状況、(7)教育訓練休暇制度の今後の利用予定

【調査名】 民間企業の勤務条件制度等調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 人事院職員福祉局職員福祉課

【目的】 本調査は、民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び災害補償法定外給付等の諸制度を調査し、公務員の勤務条件検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和46年に開始され、以後毎年実施されている。旧統計法（昭和22年法律第18号）下では「届出統計調査」として扱われてきたが、全部改正された新統計法（平成19年法律第53号）により、一般統計調査として扱われることになった。なお、人事院では、民間企業退職金実態調査を昭和36年度からおおむね5～6年ごとに民間企業の退職金に関して実施してきたが、平成18年調査は「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」（平成18年4月28日閣議決定）において、人事院が諸外国の公務員年金や、民間の企業年金及び退職金について調査を実施することとされたことを受け、「民間企業退職給付（企業年金・退職一時金等）調査」として実施したところであるが、当該調査の平成23年調査の実施に当たっては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から、本調査において退職給付制度等に関する事項として実施した。

【調査の構成】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【公表】 プレス、インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年9月末予定）

【備考】 今回は、報告を求める者、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常勤の従業者数50人以上の民営企業（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象企業名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）7,233/41,631（配布）郵送・職員（収集）郵送・職員（記入）併用（把握時）毎年10月1日現在（系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年10月1日～同年11月20日

【調査事項】 1. 基本属性（1）企業全体の常勤従業員数、（2）主な事業内容、2. 総労働時間短縮（効率的な働き方の実現）に向けた取組、3. 失効した年次

有給休暇の積立制度、4 . 社宅の状況等、5 . 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度、6 , 従業員の退職管理等の状況( 1 )定年制の状況、( 2 )定年制の今後の変更予定、( 3 )継続雇用制度の状況、( 4 )高年齢者雇用安定法の改正に関する対応等

【調査名】 雇用均等基本調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

【目的】 本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和61年度に「女子雇用管理調査」として調査を開始して以来、平成18年度（昭和63年度から「女子雇用管理基本調査」、平成9年度から「女性雇用管理基本調査」に名称変更）まで、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的として毎年実施していたが、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）の改正（平成19年4月施行）に伴い、平成19年度から、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握するための調査として、「雇用均等基本調査」に名称変更して毎年実施されている。また、本調査は、昭和61年度の調査開始以来、3つのテーマ（1）企業を対象とした女性雇用管理の実施状況、（2）事業所を対象とした育児・介護休業制度等の実施状況、（3）事業所を対象とした母性保護等の実施状況を年次ローテーション方式により実施された。しかし、平成21年度の調査実施に当たり、ポジティブ・アクションの取組企業割合が女性の継続就業や能力開発支援策の目標値として、また、育児休業取得率が仕事と家庭の両立支援策の目標値として掲げられたことから、これら施策の目標達成年次までの実態を毎年把握することが求められた。その結果、従前の年次ローテーションによる調査体系の見直しを行い、ポジティブ・アクションの取組状況を毎年把握する企業調査と、育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査が同時に実施されることとなった。

【調査の構成】 1 - 企業票 2 - 事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年7月、詳細：調査実施年の翌年12月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び事業所票の母集団数の変更である。

【調査票名】 1 - 企業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を10人以上雇用している民営企業。「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複

合サービス事業」**「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)**  
(抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/420,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年の4月1日~調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前々年の10月1日~調査実施年9月30日までの約2年間の実績) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~10月31日

【調査事項】 1.企業の属性に関する事項(1)企業の名称及び所在地、(2)主な事業内容又は主要製品、(3)常用労働者数、(4)労働組合の有無、2.女性の雇用管理に関する事項(1)採用区分ごとの新規学卒者数、(2)採用区分のうち女性の採用がなかった区分があった理由、(3)ポジティブ・アクション(女性の活躍推進)の取組状況、(4)ポジティブ・アクションに取り組まない場合、その理由、(5)女性の活躍を推進する上での取組として必要と考えている事項(注)上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1(1)~(4)、2(3)・(4)である

【調査票名】 2-事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」**「建設業」**、「製造業」**「電気・ガス・熱供給・水道業」**、「情報通信業」**「運輸業、郵便業」**、「卸売業、小売業」**「金融業、保険業」**、「不動産業、物品賃貸業」**「学術研究、専門・技術サービス業」**、「宿泊業、飲食サービス業」**「生活関連サービス業、娯楽業(ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)**、「教育、学習支援業」**「医療、福祉」**、「複合サービス事業」**「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)**(抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/1,560,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年の4月1日~調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前々年の10月1日~調査実施年9月30日までの約2年間の実績) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~10月31日

【調査事項】 1.事業所の属性に関する事項(1)事業所の名称及び所在地、(2)主な事業内容又は主要製品、(3)常用労働者数、(4)労働組合の有無、2.育児・介護休業制度等に関する事項(1)育児休業制度の規定の有無、取得

可能期間、取得可能回数、( 2 ) 育児休業の取得の対象となる有期契約労働者の定め、( 3 ) 出産者数、配偶者出産者数、うち有期契約労働者数、うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数、( 4 ) 育児休業者数、うち有期契約労働者数、( 5 ) 育児休業以外の育児参加のための休暇制度の規定の有無、取得可能期間、取得可能日数、( 6 ) 育児参加のための休暇を取得した場合の賃金の取扱い( 7 ) 育児参加のための休暇制度利用者数、うち有期契約労働者数、( 8 ) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、内容、最長取得期間、( 9 ) 子の看護休暇制度の規定の有無、最長取得期間、( 10 ) 子の看護休暇制度の取得日数の制限の有無、取得可能日数、( 11 ) 子の看護休暇の取得可能単位、( 12 ) 子の看護休暇取得者数、( 13 ) 介護休業制度の規定の有無、取得期間の制限の有無及び最長限度期間、取得回数の制限の有無及び取得可能回数、( 14 ) 介護休暇制度の規定の有無、取得日数の制限の有無、取得可能日数、( 15 ) 介護休暇の取得可能単位、( 16 ) 介護のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、内容、最長取得期間、( 17 ) 時間外労働を行った労働者の有無、育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限に関する規定の有無及び内容、( 18 ) 深夜業を行った労働者の有無、育児や家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限に関する規定の有無及び内容、 3 . 短時間正社員制度に関する事項、( 1 ) 短時間正社員制度の有無 (注) 上記の調査事項のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1 ( 1 ) ~ ( 4 )、2 ( 3 ) 及び( 4 )。ただし、有期契約労働者数、育児休業制度の対象となる有期契約労働者数は除く、2 ( 8 )、3 ( 1 )

【調査名】 21世紀出生児縦断調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室

【目的】 本調査は、21世紀の初年に出生した子及び平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策、子どもの健全育成等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年出生児を対象に平成13年から開始された。その後、平成22年に、平成22年出生児用調査票が新たに設けられ、従来の平成13年出生児に加え、平成22年出生児に係る調査が開始された。

【調査の構成】 1 - 平成13年出生児用調査票（本人用）2 - 平成13年出生児用調査票（保護者用）3 - 平成22年出生児用調査票

【公表】 インターネット（平成13年出生児に係る調査結果は、調査実施翌年の10月、平成22年出生児に係る調査結果は、調査実施翌々年の6月）

【調査票名】 1 - 平成13年出生児用調査票（本人用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成13年1月10日～同月17日の間及び7月10日～同月17日の間に出生した子（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）34,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）1月出生児：毎年1月18日現在、7月出生児：毎年7月18日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）1月出生児：毎年1月7日～2月10日、7月出生児：毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 起床・就寝時間、3. 食事の様子、4. 家庭の様子（親子の会話、父母の喫煙状況）5. 学校生活の様子（学校生活の満足度）6. 1日の学習時間、学習塾等の種類、7. 将来（進路、結婚、子どもを持つ時期、就きたい理由、きっかけ）8. 小遣い、9. 身長・体重、10. 悩みや不安

【調査票名】 2 - 平成13年出生児用調査票（保護者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）2001年1月10日～同月17日の間及び7月10日～同月17日の間に出生した子の保護者（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）34,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）1月出生児：毎年1月18日現在、7月出生児：毎年

7月18日現在 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)1月出生児：毎年1月7日～2月10日、7月出生児：毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1. 父母の就業状況、2. 喫煙の状況、3. 子育て費用、4. 習い事・学習塾等の費用、5. 収入、6. 子育てに関する意識等(負担や悩み、希望する子どもの将来の職)

【調査票名】 3 - 平成22年出生児用調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)2010年5月10日～同月24日の間に出生した子の保護者 (抽出枠)人口動態調査出生票

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)32,700 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年12月1日現在 (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月18日～12月17日

【調査事項】 1. 家族の状況、2. 子どもの状況、3. 子育て費用、4. 保育サービスの利用状況、5. 子育てに関する意識等、6. 父母の状況

一般統計調査の中止

【調査名】 建設業労働災害防止対策等総合実態調査（平成26年通知）

【承認年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、安全衛生管理体制、安全衛生活動、工事の施行体制、現場での安全衛生教育・指導の状況、労働者の安全衛生意識等の実態を把握するとともに、特に、第11次労働災害防止計画において特定災害対策及び労働災害多発業種対策として重点施策に位置づけられている各種先行工法ガイドラインの施行状況や労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメントの実施状況を明らかにすることにより、今後の労働安全衛生行政運営に資する基礎資料とすることを目的とするものである。

【調査の構成】 1 - 事業所票 2 - 工事現場票 3 - 個人票

【公表】 厚生労働省ホームページ及び印刷物（調査結果の概況：調査実施翌年の9月調査結果報告書：調査実施翌々年の3月）

【備考】 本調査は、平成21年度に一般統計調査として承認されたものであるが、本調査を含む5調査をもって「労働安全衛生特別調査」と総称してきた。この「労働安全衛生特別調査」を平成25年度から「労働安全衛生調査」として、同名称の一般統計調査の下、「実態調査」、「労働環境調査」及び「特定業種の労働災害防止対策実態調査」の3調査に組み替えて調査を実施することに変更した。このため、今後、本調査を実施することはないため、中止するものである。

【調査名】 労働安全衛生基本調査（平成26年通知）

【承認年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和41年から実施され、昭和50年からは5年周期で実施されている。平成22年から、調査方法について、調査員調査から郵送調査へ変更した。

【調査の構成】 1 - 事業所票 2 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物

【備考】 本調査は、平成22年度に一般統計調査として承認されたものであるが、本調査を含む5調査をもって「労働安全衛生特別調査」と総称してきた。この「労働安全衛生特別調査」を平成25年度から「労働安全衛生調査」として、同名称の一般統計調査の下、「実態調査」、「労働環境調査」及び「特定業種の労働災害防止対策実態調査」の3調査に組み替えて調査を実施することに変更した。このため、今後、本調査を実施することはないため、中止するものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 消費者教育等に関する意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月7日

【実施機関】 鹿児島県総務部県民生活局生活・文化課消費者行政推進室

【目的】 本調査は、消費者教育推進法にもとづく対応についての検討資料とするため、一般消費者、事業者、学校を対象に消費者教育の現状や課題について調査することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費者教育等に関する意識調査票【一般消費者用】、2 - 消費者教育等に関する意識調査票【事業者用】、3 - 消費者教育等に関する意識調査票【小学校用】、4 - 消費者教育等に関する意識調査票【中学校用】、5 - 消費者教育等に関する意識調査票【高等学校用】、6 - 消費者教育等に関する意識調査票【特別支援学校用】

【調査票名】 1 - 消費者教育等に関する意識調査票【一般消費者用】

【調査対象】 (地域)鹿児島県 (単位)個人 (属性)県内の各市町村に居住する20歳以上の男女個人 (抽出枠)各市町村の人口に応じて標本数を決定し、市町村毎に住民基本台帳から無作為抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,500/1,367,797 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年9月1日現在 (系統)鹿児島県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年9月16日～10月15日

【調査事項】 1.消費者問題への関心度について、2.商品やサービスを購入(利用)する際の意識について、3.商品やサービスに関する消費者問題について、4.消費者問題に関する情報について、5.消費者教育について、6.消費者問題に対する行政の取り組みについて

【調査票名】 2 - 消費者教育等に関する意識調査票【事業者用】

【調査対象】 (地域)鹿児島県 (単位)企業 (属性)県内の従業員規模30人以上の企業 (抽出枠)事業所データベースで入手した調査対象企業名簿から無作為抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/3,656 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成26年9月1日現在 (系統)鹿児島県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年9月16日～10月15日

【調査事項】 1.消費者教育推進法について、2.消費者対応について、3.従業員教

育について、4 . 社会貢献活動としての消費者教育について、5 . 消費者問題に対する行政の取り組みについて

**【調査票名】 3 - 消費者教育等に関する意識調査票【小学校用】**

**【調査対象】** (地域) 鹿児島県 (単位) 小学校 (属性) 県内の市町村立・私立・国立小学校(休校中の学校は除く) (抽出枠) 県内の市町村立・私立・国立小学校(休校中の学校は除く)

**【調査方法】** (選定) 全数 (客体数) 534 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成26年9月1日現在 (系統) 鹿児島県 - 民間事業者 - 報告者

**【周期・期日】** (周期) 1回限り (実施期日) 平成26年9月16日～10月15日

**【調査事項】** 1 . 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等について、2 . 消費者教育用の教材について、3 . 児童・生徒に対する消費者教育の課題等について

**【調査票名】 4 - 消費者教育等に関する意識調査票【中学校用】**

**【調査対象】** (地域) 鹿児島県 (単位) 中学校 (属性) 県内の市町村立・私立・国立中学校(休校中の学校は除く) (抽出枠) 県内の市町村立・私立・国立中学校(休校中の学校は除く)

**【調査方法】** (選定) 全数 (客体数) 239 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成26年9月1日現在 (系統) 鹿児島県 - 民間事業者 - 報告者

**【周期・期日】** (周期) 1回限り (実施期日) 平成26年9月16日～10月15日

**【調査事項】** 1 . 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等について、2 . 消費者教育用の教材について、3 . 児童・生徒に対する消費者教育の課題等について

**【調査票名】 5 - 消費者教育等に関する意識調査票【高等学校用】**

**【調査対象】** (地域) 鹿児島県 (単位) 高等学校 (属性) 県内の県立・市立・私立高等学校 (抽出枠) 県内の県立・市立・私立高等学校

**【調査方法】** (選定) 全数 (客体数) 94 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成26年9月1日現在 (系統) 鹿児島県 - 民間事業者 - 報告者

**【周期・期日】** (周期) 1回限り (実施期日) 平成26年9月16日～10月15日

**【調査事項】** 1 . 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等について、2 . 消費者教育用の教材について、3 . 児童・生徒に対する消費者教育の課題等について

【調査票名】 6 - 消費者教育等に関する意識調査票【特別支援学校用】

【調査対象】 (地域) 鹿児島県 (単位) 特別支援学校 (属性) 県内の県立・国立特別支援学校 (抽出枠) 県内の県立・国立特別支援学校

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 17 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成26年9月1日現在 (系統) 鹿児島県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 1回限り (実施期日) 平成26年9月16日～10月15日

【調査事項】 1. 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等について、2. 消費者教育用の教材について、3. 児童・生徒に対する消費者教育の課題等について

【調査名】 企業経営と女性の活躍に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月11日

【実施機関】 愛知県県民生活部男女共同参画推進課

【目的】

【調査の構成】 1 - 企業経営と女性の活躍に関するアンケート票

【調査票名】 1 - 企業経営と女性の活躍に関するアンケート票

【調査対象】 （地域）愛知県内に本社がある企業等 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「公務」を除く、従業員10人以上の企業等 （抽出枠）(株)帝国データバンク企業リストより 従業員50人以上全数 従業員10人以上50人未満従業員上位順にスキップ抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）11,000 / 20,199 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年4月1日現在（一部の項目については、平成21～25年度5年間の実績、平成23～25年度3年間の実績） （系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年6月17日～7月4日

【調査事項】 1. 貴社の概要、2. 育児支援に関する取組み、3. 女性の活躍促進に向けて

【調査名】 公共施設に関する市民アンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月15日

【実施機関】 北九州市建築都市局都市マネジメント政策室

【目的】 公共施設マネジメントの取組みにおける基礎資料とするため、無作為抽出アンケートにより、市民の公共施設利用状況及び公共施設に関する意識を調査するもの。

【調査の構成】 1 - 公共施設に関する市民アンケート票

【調査票名】 1 - 公共施設に関する市民アンケート票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）市民 （属性）20歳以上の市民（抽出枠）平成25年9月30日現在の住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 810,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年9月中旬～10月中旬 （系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年9月中旬頃～10月中旬頃

【調査事項】 公共施設に関する事項

【調査名】 石川県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月18日

【実施機関】 石川県企画振興部企画課

【目的】 本調査は、石川県民の意識や現状を把握し、「石川県新長期構想」の見直しのための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 石川県民意識調査票

【調査票名】 1 - 石川県民意識調査票

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳の中から無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000/950,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年9月16日～10月3日 （系統）石川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成26年9月16日～10月3日

【調査事項】 1．住みやすさについて、2．国際交流活動について、3．文化・スポーツ活動について、4．循環を基調とした接続可能な社会・自然と人が共生する社会の実現、5．少子・高齢化について、6．保健・医療・福祉について、7．安全・安心について、7．雇用や産業について、8．教育関係について、9．基盤整備について、10．北陸新幹線について、11．行財政の効率的な運営について、12．人口減少対策について

【調査名】 熊本市産業連関表作成のための調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月18日

【実施機関】 熊本市企画振興局統計課

【目的】 本調査は、平成23年熊本市産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 熊本市産業連関表作成のための調査（製造業）調査票、2 - 熊本市産業連関表作成のための調査（サービス業）調査票

【調査票名】 1 - 熊本市産業連関表作成のための調査票

【調査対象】（地域）熊本市全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」、「情報通信業」、「I卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営及び公営事業所のうち、主に従業者数、売上額などを勘案して対象を選定する。  
（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査の母集団情報を用いて、主に従業者数、売上額などを勘案して対象を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年1月～12月（系統）熊本市 - 報告者

【周期・期日】（周期）原則として5年（実施期日）平成26年9月20日～10月10日

【調査事項】 1. 製造品目、2. 年間生産額、3. 年間自工場消費額、4. 年間出荷額、5. 消費地別出荷内訳（市内、市外〔国内〕、海外）

【調査票名】 2 - 熊本市産業連関表作成のための調査（サービス業）調査票

【調査対象】（地域）熊本市全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」、「情報通信業」、「I卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する民営及び公営事業所のうち、主に従業者数、売上額などを勘案して対象を選定する。  
（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査の母集団情報を用いて、主に従業者数、売上額などを勘案して対象を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）300（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年1月～12月（系統）熊本市 - 報告者

【周期・期日】（周期）原則として5年（実施期日）平成26年9月20日～10月

10日

【調査事項】 1. 事業内容、2. 年間売上高、3. 内訳（市内、市外〔海外含む〕）

【調査名】 青森県ひとり親世帯等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月20日

【実施機関】 青森県健康福祉部こどもみらい課

【目的】 本調査は、青森県内における母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦（以下「ひとり親世帯等」という。）の生活実態及び福祉需要を把握し、その福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 青森県ひとり親世帯等実態調査票

【調査票名】 1 - 青森県ひとり親世帯等実態調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦 （抽出枠）県内在住の者について、世帯構成を住民基本台帳等で確認の上、無作為に抽出した結果をもとに実施する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/23,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）11月1日 （系統）青森県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年11月1日～11月30日

【調査事項】 1.世帯、調査対象者の状況、2.就業の状況、3.生活全般、4.子どもの状況、5.福祉制度の利用状況

【調査名】 「とっとり県民の日」県政電子アンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月22日

【実施機関】 鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課

【目的】 本調査は、県民がふるさとについて学び、興味をもち、ふるさとを愛する心を育て、自信と誇りの持てる鳥取県を力を合わせて築き上げていくことを目指すため、9月12日を「とっとり県民の日」として定め、各種事業を展開しているところ。しかし一方で、県民の日についての認識が低い、適切な効果測定が行われていない等の指摘がある。そこで、県民の方の県民の日への認識等を測り、事業の効果測定を行うとともに、今後の取組を検討するための資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 「とっとり県民の日」県政電子アンケート票

【調査票名】 1 - 「とっとり県民の日」県政電子アンケート票

【調査対象】 （地域）鳥取県内全域 （単位）県民 （属性）県民（県政参画電子アンケート会員） （抽出枠）県政参画電子アンケート会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）470 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年9月25日～10月14日のうち、報告者が調査票に記入した日 （系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則5年） （実施期日）平成26年9月25日～10月14日

【調査事項】 1．認知度について、2．公立学校休日化について、3．県民の日のあり方について

【調査名】 熊本市交通局 市電・バスに関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月25日

【実施機関】 熊本市交通局総務課経営企画班

【目的】 本調査は、熊本市電・バス（民間バス事業者を含む）に対するニーズを調査、把握することをもって、サービス向上と利用促進に資する取り組みを具体化するとともに、ひいては、熊本市交通局の経営健全化を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 熊本市交通局 市電・バスに関するアンケート

【調査票名】 1 - 熊本市交通局 市電・バスに関するアンケート

【調査対象】 （地域）1 . 熊本市の上通、下通、サンロード新市街の各アーケード内、  
2 . 上記周辺の市電電停及び市電電車内並びに通町筋バス停（単位）（属性）1 . 熊本市の上通、下通、サンロード新市街の各アーケード内を通行している10代以上の通行者等、2 . 市電電停及び市電電車内並びに通町筋バス停に乗客及び乗車待ちで並んでいる10代以上の利用者（抽出枠）属性から報告者を1500人程度になるまで無作為に選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,500（配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）調査日時点（系統）熊本市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年9月下旬

【調査事項】 1 . 市電・バスの利用の有無、2 . 市電・バスの利用目的、3 . 市電・バスの運賃支払方法

【調査名】 「鳥取県肝臓病月間」の取組に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

【目的】 本調査は、肝臓病の現状や肝臓病についての県の取組等について県民の認知状況を把握し、今後の取組を検討するための参考とする。

【調査の構成】 1 - 「鳥取県肝臓病月間」の取組に関する調査票

【調査票名】 1 - 「鳥取県肝臓病月間」の取組に関する調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県内全域 （単位）県民 （属性）県民（県政参画電子アンケート会員） （抽出枠）県政参画電子アンケート会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）470 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年9月3日～24日のうち、報告者が調査票に記入した日 （系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年9月3日～24日

【調査事項】 1 . 月間中の啓発活動について

【調査名】 大阪の国際都市競争力に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月28日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、外資系企業の立地からみた、大阪のアジアにおける国際都市競争力について明らかにし、大阪における特区の推進や外資系企業誘致などの施策に活かすため。

【調査の構成】 1 - 大阪の国際都市競争力に関する調査票

【調査票名】 1 - 大阪の国際都市競争力に関する調査票

【調査対象】（地域）東京都および政令指定都市が所在する都道府県（北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県）（単位）法人（属性）経済産業省の所管する「平成25年外資系企業動向調査」において有効回答を得た企業のうち、外資比率100%で、東京都および、政令指定都市が所在する都道府県に立地している法人。（抽出枠）「平成25年外資系企業動向調査」の調査票情報から、調査対象の属性的範囲に当てはまる企業を（経済産業省への調査票情報利用申請の上、）抽出。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,963 / 2,976（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成26年9月22日（系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年9月22日～10月24日

【調査事項】 1. 貴社の立地について、2. 貴社の親会社等のアジア・オセアニア地域拠点について、3. 今後重視するマーケット・産業について、4. 貴社の大阪への進出意向について

【調査名】 子どもの育ちに関する実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月29日

【実施機関】 名古屋市子ども青少年局子ども福祉課

【目的】 本調査は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及びなごや子ども条例に基づく「子どもに関する総合計画」の策定並びに本市障害児支援体制の検討の基礎資料の収集を目的とする。

【調査の構成】 1 - 子どもの育ちに関する実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 子どもの育ちに関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）名古屋全域 （単位）個人 （属性）調査実施年の4月1日現在 本市が交付する愛護手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者又は障害児通所支援又は障害児入所支援の支給決定を受けている0歳～17歳の子どもの保護者（抽出枠）住民基本台帳の情報をを用いた名古屋市独自の福祉総合情報システムより無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/6,000 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の9月1日現在（系統）名古屋市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期）3年（実施期日）調査実施年の9月1日から9月中旬

【調査事項】 1.子どもとその家族について、2.子どもが現在利用している施設・事業所等の状況について、3.子育て中に感じたこと及び住居環境について、4.保護者の就労状況や子育て中の経済的不安について、5.通所支援・入所支援又は福祉サービス等の利用状況について、6.その他（名古屋市の発達支援・子育て支援等の取り組みに関する意見・要望）

## (2) 変更

【調査名】 大阪府労働関係調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月1日

【実施機関】 大阪府商工労働部総合労働事務所地域労政グループ

【目的】 本調査は、大阪府内の民間事業所に働く労働者について、就業形態別に労働時間、年間有給休暇、時間外労働等、労働条件等の実態を把握し、労務改善のための基礎資料や労働関係諸機関等の施策の参考に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪府労働関係調査票

【備考】 今回は、調査事項の一部変更である。

【調査票名】 1 - 大阪府労働関係調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者規模30人以上の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）6,000/25,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月中旬～10月10日

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 就業形態、3. 労働時間、4. 休日休暇、5. 若年者の人材育成

【調査名】 県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月4日

【実施機関】 宮城県震災復興・企画部統計課

【目的】 宮城県内事業所の経済活動を明らかにし、県民経済計算・市民経済計算推計の基礎資料にする。

【調査の構成】 1 - 県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者及び報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の変更である。

【調査票名】 1 - 県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査票

【調査対象】 （地域）全国（県内の事業所及び県内の事業所を統括する事業所）（単位）事業所（属性）他の一次統計書で得られない業種の事業所（抽出枠）  
選定には事業所母集団データベースの母集団情報を用いる。県が指定する250事業所を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）250 / 1,612（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の4月1日～3月31日（系統）宮城県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年10月1日～10月末日

【調査事項】 1．従業員数、2．消費税の扱い、3．収入及び支出、4．有形固定資産残高等

【調査名】 埼玉県就労実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月4日

【実施機関】 埼玉県産業労働部勤労者福祉課

【目的】 本調査は、県内の事業所を対象に、労働条件や職場の労働環境などを調査し、労働者の就労状況を把握するとともに、今後の県の労働施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 埼玉県就労実態調査票

【備考】 今回は、調査対象の範囲、報告を求める者及び報告を求める事項及びその期日又は期間の変更である。

【調査票名】 1 - 埼玉県就労実態調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の分類の事業所から、個人経営、外国の会社法人である団体を除いた事業所。 大分類 「建設業」「製造業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」「不動産業」及び中分類「旅行業」に属し、従業者数が299人以下の中小企業及び300人以上の大企業 「情報通信業」「卸売業」「物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」及び中分類「宿泊業」に属し、従業者数が99人以下の中小企業及び100人以上の大企業 大分類「小売業」「飲食サービス業」に属し、従業員数が45人以下の中小企業及び50人以上の大企業（抽出枠）「平成24年経済センサス-活動調査」の事業所情報（県内にある本所・支所事業所及び県内の単独事業所）から、無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/160,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在 （系統）埼玉県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年8月上旬～9月中旬

【調査事項】 1.事業所の概要について、2.労働者の就業形態について、3.退職金制度について、4.福利厚生制度等について、5.仕事と家庭の両立支援について

【調査名】 中小企業労働条件等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月5日

【実施機関】 東京都労働相談情報センター相談調査課

【目的】 本調査は、事業所調査及び従業員調査により、属性、労働条件、意識等を調査し、今後の労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 派遣元事業所調査票、2 - 派遣先事業所調査票、3 - 派遣労働者調査票

【備考】 本調査は、4調査（1．パートタイマーに関する実態調査、2．派遣労働者に関する実態調査、3．契約社員に関する実態調査、4．賃金・労働時間等に関する実態調査(フリーテーマ設定年))を毎年ローテーションで行うものであり、今回（平成26年）は、「派遣労働者に関する実態調査」について実施するものである。

【調査票名】 1 - 派遣元事業所調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）都内で届出をしている一般労働者派遣事業所（抽出枠）厚生労働省所管一般労働者派遣事業届出事業所から無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/4,496（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（系統）（配布）東京都 - 民間事業者 - 報告者、（回収）報告者 - 東京都

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年9月中旬～10月中旬

【調査事項】 1．報告者の属性（事業所規模、業種、職種等）、2．派遣労働者の活用の現状、3．派遣労働者の労働条件（契約期間、労働時間、休暇、賃金、各種手当、福利厚生、教育訓練等）、4．行政機関への要望事項等

【調査票名】 2 - 派遣先事業所調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分類「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所を除く常用雇用者が30人以上の民営事業所（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査名簿から、産業分類・従業員規模別に層別抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/45,246（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（系統）（配布）東京都 - 民間事業者 - 報告者、（回収）報告者 - 東京都

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年9月中旬～10月中旬

【調査事項】 1．報告者の属性（事業所規模、業種等）、2．派遣労働者の活用の現状、

3. 派遣労働者の就業管理、4. 行政機関への要望事項等

【調査票名】 3 - 派遣労働者調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く) (単位) 事業所 (属性) 派遣元事業所調査の協力が得られた事業所に登録している派遣労働者 (抽出枠) 派遣元事業所調査の協力が得られた事業所に依頼し、調査対象となる派遣労働者を選定する

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年11月1日現在 (系統)(配布) 東京都 - 民間事業者 - 事業者 - 報告者、(回収) 報告者 - 東京都

【周期・期日】 (周期) 1年 (実施期日) 毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1. 報告者の属性(性別、年代等)、2. 労働条件(契約期間、労働時間、休暇、賃金、各種手当、福利厚生、教育訓練等)、3. 雇用に関する意識、4. 行政機関への要望事項等

【調査票名】 2 - 派遣先事業所調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く) (単位) 個人 (属性) 事業所調査の協力が得られた事業所に従事するパートタイマー

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年11月1日現在 (系統)(配布) 東京都 - 民間事業者 - 事業所 - 報告者、(回収) 報告者 - 東京都

【周期・期日】 (周期) 1年 (実施期日) 毎年10月18日～11月15日

【調査事項】

【調査名】 福島県ひとり親家庭等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月7日

【実施機関】 福島県保健福祉部児童家庭課

【目的】 本調査は、県内における母子家庭及び父子家庭の生活状況及び福祉ニーズを把握することにより、「母子家庭等自立支援計画（改訂版）」を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 福島県ひとり親家庭等実態調査票

【備考】 今回の変更は、父子家庭を調査対象者に加えたことによる、調査の目的、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 福島県ひとり親家庭等実態調査票

【調査対象】 （地域）福島県全域 （単位）世帯 （属性）福島県内に居住する児童扶養手当受給資格のある母子家庭（抽出枠） 福島県内に居住する児童扶養手当受給資格のある母子家庭のうち、平成26年4月30日現在の県全体の受給資格者に占める各市町村受給資格者の割合により割り当てた1,000世帯 選定方法は、原則として、受給者番号により選定することとし、受給者番号の一番古いものを選定し、10人毎に1人選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 / 20,231 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年8月1日現在 （系統）福島県 - 福島県各市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年8月1日～平成26年8月31日

【調査事項】 1．世帯、家族の状況、2．養育費・面会交流の状況、3．就労の状況、4．家計の状況、5．子どもの状況、6．資格や技能修得、7．福祉制度の利用状況、行政に対する要望事項

【調査名】 自治協議会・自治会等アンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月8日

【実施機関】 福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課

【目的】 本調査は、自治協議会や自治会・町内会の運営・活動の現状及び課題、行政に求められている事項などを把握し、今後の施策に反映させていくため、自治協議会（未設立校区は自治連合会）会長、自治会・町内会会長を対象としたアンケートを実施する。

【調査の構成】 1 - 自治協議会等アンケート調査票 2 - 自治会・町内会アンケート調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法の変更である。

【調査票名】 1 - 自治協議会等アンケート調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）個人 （属性）自治協議会等会長（抽出枠）コミュニティ推進課保管の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）149 （配布）市職員 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成26年9月15日～平成26年10月31日（系統）福岡市 - 自治協議会等 - 報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成26年9月15日～平成26年10月31日（予定）

【調査事項】 1．会長（代表者）に関する事、2．運営に関する事、3．自治協議会等の活動に関する事、4．市の施策に関する事、5．会長自身に関する事、6．自治協議会設立後の状況に関する事、7．市の地域に関する施策全般に関する意見

【調査票名】 2 - 自治会・町内会アンケート調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）個人 （属性）自治会・町内会会長（抽出枠）コミュニティ推進課保管の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,300 （配布）市職員 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成26年9月15日～平成26年10月31日（系統）福岡市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成26年9月15日～平成26年10月31日（予定）

【調査事項】 1．校区に関する事、2．会長（代表者）に関する事、3．運営に関する事、4．活動に関する事、5．集会施設に関する事、6．市の施策に関する事、7．会長自身に関する事

【調査名】 広島市産業廃棄物実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月11日

【実施機関】 広島市業務部産業廃棄物指導課

【目的】 広島市内の産業廃棄物の排出・処理実態等を把握し、広島市産業廃棄物処理指導計画の策定、産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 広島市産業廃棄物実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 広島市産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「A 農業、林業」、「B 漁業」以外の分類に属する事業所（抽出枠）母集団データベース、経済センサス・活動調査の情報から、業種・事業規模等を勘案し、事業者を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）6,000/60,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年度1年間の実績（系統）広島市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成26年9月下旬予定

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 事業所で発生した産業廃棄物の排出量、処理・処分状況、3. 事業所における減量・資源化に対する取組状況など

【調査票名】 2 - 産業廃棄物実態調査に係る意識調査票

【調査対象】 （地域）広島市内（単位）事業所及び企業（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「鉱業、砕石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「サービス業」に属する事業所

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）6,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査対象年度の4月1日から3月31日（系統）広島市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）調査実施年の10月中旬から12月中旬まで

【調査事項】 1. 過去の処理・処分状況（発生量的変化等）、2. 現在の処理・処分状況について（困っている事柄）、3. 将来の処理・処分状況（発生量の傾向、見通し、望ましい形態）、4. 減量化及び資源化（対策等）、5. 処理体制（マ

ニフェスト伝票認知の有無、処理・処分責任者の有無、業者委託の方法及び料金、産業廃棄物に関する情報・知識の収集状況、ISO14000シリーズの認証取得の有無等)、6.リサイクル品の使用状況、7.行政機関に対する要望

【調査名】 静岡市労働実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月15日

【実施機関】 静岡市経済局商工部商業労政課

【目的】 静岡市の区域に所在する事業所の雇用・労働実態を把握し、労働行政を推進する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 静岡市労働実態調査票

【備考】 今回は、おおむね3年に一度の経年調査による調査計画見直しに伴う調査事項の変更である。

【調査票名】 1 - 静岡市労働実態調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類における「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の産業に属する民営事業所のうち、従業員5人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース 平成24年次フレーム（更新版）から、調査区域内における産業、従業員規模別事業所数の比率に基づき按分抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500 / 15,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年9月1日現在 （系統）調査票の配布：静岡市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 静岡市

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね3年ごと） （実施期日）平成26年10月1日～11月30日

【調査事項】 1．事業所について、2．従業員について、3．勤務実態について、4．パートタイマーについて、5．外国人労働者について

【調査名】 男女間における暴力に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月18日

【実施機関】 山口県環境生活部男女共同参画課

【目的】 男女間の暴力に関する県民の意識，被害の経験の態様，程度及び被害の潜在化の程度，理由などを把握し，その結果を「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に反映させるとともに，今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 男女間における暴力に関する調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間及び報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 男女間における暴力に関する調査票

【調査対象】 （地域）山口県内全域 （単位）個人 （属性）山口県内に居住する満20才以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳 （市町別、年齢階層別に人口比による割当）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 1,175,900 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年9月8日 （系統）山口県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年9月8日～平成26年9月26日

【調査事項】 1 . 配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の有無、内容、時期、相談先、医師の治療の有無、配偶者への暴力の有無 等）、2 . 交際相手からの暴力（交際相手の有無、交際相手からの暴力の有無、相談先、医師の治療の有無、交際相手への暴力の有無 等）、3 . 男女間の暴力（身近な人の被害の有無、つきまとい行為の被害の有無、痴漢被害の有無、痴漢以外の性的被害の有無 等）

【調査名】 熊本県労働条件等実態調査・女性労働実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月27日

【実施機関】 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課

【目的】 本調査は、熊本県内の事業所に雇用されている労働者の賃金・労働時間その他の労働条件を把握し、労働行政の基礎資料にするとともに、調査結果を労使関係者・労働関係機関に提供することにより健全な労使関係の推進に役立てることを目的とする（事業所調査）。また、女性労働者の実態を把握するため、5年おきに実施している「女性労働実態調査」を併せて行う（個人調査）。

【調査の構成】 1 - 熊本県労働条件等実態調査 調査票（事業所調査）、2 - 女性労働実態調査 調査票（個人調査）

【備考】 平成26年度は、毎年行う事業所調査「熊本県労働条件等実態調査」と併せて、個人調査「女性労働実態調査」を実施する。

【調査票名】 1 - 熊本県労働条件等実態調査 調査票（事業所調査）

【調査対象】（地域）熊本県全域（単位）事業所（属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）による大分類A～Rの民間事業所のうち、正社員5人以上の事業所全て（抽出枠）事業所母集団データベース（24年次フレーム（更新版））による名簿を使用

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2000事業所（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年6月30日現在（系統）熊本県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月中旬から1か月間

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 正社員について、3. 正社員以外の労働者について、4. 女性労働者について（正社員）、5. 母性保護措置等について、6. 育児休業制度について、7. 介護休業制度の実施状況について、8. 子の看護休暇制度の実施状況について、9. 仕事と家庭の両立に関する対策について

【調査票名】 2 - 女性労働実態調査 調査票（個人調査）

【調査対象】（地域）熊本県全域（単位）（属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）による大分類A～Rの民間事業所のうち、正社員5人以上の事業所全て（抽出枠）事業所母集団データベース（24年次フレーム（更新版））による名簿を使用

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）事業所に勤務する女性労働者2000人（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年6月30日現在（系統）熊本県 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）毎年9月中旬から1か月間

【調査事項】 1 .勤め先および就業状況について、2 .働くことへの意識について、3 .  
現在の職場環境について、4 .仕事と家庭の両立について、5 .回答者自身  
について

【調査名】 広報活動に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年8月28日

【実施機関】 北九州市広報室広報課

【目的】 広報室が実施している各種の広報活動に関する市民の認知、理解利用状況を把握し、今後の広報活動の改善、展開する際の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 広報活動に関する調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項の一部変更等である。

【調査票名】 1 - 広報活動に関する調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）北九州市に在住する満15歳以上79歳以下の者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年9月25日～10月14日（一部の項目については、過去1年間） （系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年10月14日

【調査事項】 広報室が実施している各種の広報活動に関する利用状況別等